

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務評価委員会設置規程

平成 16 年 3 月 23 日
2004 年（評審）業務規程第 8 号
最終改正 令和 4 年 11 月 14 日

（設置）

第 1 条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に業務評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （ 1 ） 機構の各事業年度の業務の実績の評価に関する事項。
- （ 2 ） 機構の中期目標期間における業務の実績の評価に関する事項。
- （ 3 ） その他理事長が定める業務の評価に関する重要事項。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 12 人以下で組織する。

（委員の任命）

第 4 条 委員は、外部の学識経験者等のうちから、理事長が委嘱する。

（委員の任期等）

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合の交代の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門部会）

第 7 条 委員会に、専門部会を置く。

- 2 専門部会の名称、所掌事務等は別に定める。

（技術評価部会）

第 8 条 委員会に、個別の技術開発プロジェクトにおける技術評価を行うため、必要に応じて技術評価部会を置くことができる。

- 2 技術評価部会の名称、所掌事務等については別に定める。

（議事）

第 9 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 委員長は、委員会で審議した事項について、理事長に報告するものとする。
- 4 理事長は、委員会における審議の結果が、機構が実施する事業の計画及び実施に適切に反映されるよう努めるものとする。
- 5 委員長は、必要に応じ、専門部会長及び技術評価部会長に専門部会及び技術評価部会における状況についての報告を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

第10条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、理事長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(準用)

第12条 第4条、第5条、第9条第1項から第4項及び第10条の規定は、専門部に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「専門部会長」と、「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「専門部に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この業務規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この業務規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この業務規程の改正前に委嘱された委員の任期は、なお従前の例による。

附 則

この業務規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、令和4年11月14日から施行する。